

第118回 定時株主総会

招集ご通知

日 時 平成29年 4月27日（木曜日）
午前10時30分
場 所 東京都墨田区錦糸一丁目 2 番 2 号
東武ホテルレバント東京 4 階「錦」
（末尾ご案内図をご参照ください。）

目 次

第118回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告書	24
株主総会参考書類	28

議案および参考事項

第 1 号議案	剰余金の処分の件
第 2 号議案	株式併合の件
第 3 号議案	定款一部変更の件
第 4 号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第 5 号議案	監査等委員である取締役 4 名選任の件
第 6 号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件
第 7 号議案	監査等委員である取締役報酬等の額設定の件
第 8 号議案	退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第 9 号議案	役員賞与の支給の件



株式会社東京楽天地

証券コード：8842

(証券コード 8842)
平成29年4月5日

株 主 各 位

東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

株式会社 東京 楽 天 地
取締役社長 中 川 敬

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年4月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月27日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京4階「錦」
(末尾ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

- 報告事項**
1. 第118期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役報酬等の額設定の件
第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第9号議案 役員賞与の支給の件

以 上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

○次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.rakutenchi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には、記載していません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

○事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.rakutenchi.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策の効果を背景に、雇用・所得環境は改善傾向にあり、個人消費も持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、企業収益は高い水準にあるものの、その改善に足踏みが見られ、海外経済の不確実性が依然として残るなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下にあって当社グループの当期の連結業績は、売上高は107億5千9百万円（前期比14.9%増）、営業利益は14億6千1百万円（前期比37.2%増）、経常利益は14億6千3百万円（前期比22.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、飲食・販売事業の一部店舗に係る減損損失を特別損失に計上しましたが、8億2千1百万円（前期比0.8%増）となりました。

以下、各セグメントの業績をご報告申し上げます。

#### 不動産賃貸関連事業

不動産賃貸事業では、主力の楽天地ビルにおいて、2階レストラン街の改装工事を行い、昨年4月に「おなかスクエア」としてリニューアルオープンし、テナントおよび顧客の満足度向上をはかりました。また、一昨年12月に開業した東京楽天地浅草ビルにおいては、ホテル、遊技場および商業施設「まるごとにつぽん」各テナントからの賃貸収入が通期で寄与したことに加え、その他のビルも順調に稼働しましたので、売上高は前期を上回りました。なお、ダービービルにおいては設備の更新工事を行い、お客さまの快適性・利便性の向上に努めております。

ビルメンテナンス事業では、厳しい入札競争のもと意欲的な営業活動に努め、官公庁案件や墨田区・台東区内の大型案件を受注したことから、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、不動産賃貸関連事業の売上高は62億4千9百万円（前期比18.4%増）、営業利益は23億6千万円（前期比7.7%増）となりました。

## 娯楽サービス関連事業

映画興行界は、全国のスクリーン数、観客数ともに前年を上回り、興行収入は過去最高の2,355億円を記録しました。

その中であって映画興行事業では、各種メディアで取りあげられ大ヒットを記録した「君の名は。」をはじめ、「シン・ゴジラ」「ズートピア」等の作品が好稼働し、また、「この世界の片隅に」といった公開規模が小さい作品もラインナップに加え動員を伸ばしたこともあり、売上高は過去最高となりました。

温浴事業では、「天然温泉 楽天地スパ」および「楽天地天然温泉 法典の湯」は引き続きお客さまの支持をいただき、売上高は前期を上回りました。

フットサル事業では、「楽天地フットサルコート錦糸町」は近隣店との競争激化により、「楽天地フットサルコート調布」は大会収入が伸び悩んだことから、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、娯楽サービス関連事業の売上高は32億3千万円（前期比4.9%増）、営業利益は3億9千4百万円（前期比33.3%増）となりました。

## 飲食・販売事業

飲食事業では、昨年3月にリニューアルオープンした「ドトールコーヒーショップ錦糸町店」の改装工事に伴う22日間の休業があったこと、および「同シャポー本八幡店」（昨年9月再オープン）が建物の耐震工事のため約1年間休業していたことから、売上高は前期を下回りました。

販売事業では、ダービービルにおける自動販売機設置契約の終了がありましたが、東京楽天地浅草ビル内にオープンした商業施設「まるごとにつぽん」の直営店が期首から売上高に寄与し、前期を上回りました。

以上の結果、飲食・販売事業の売上高は12億7千9百万円（前期比27.2%増）、営業損失は、商業施設「まるごとにつぽん」に係る減価償却費などの増加により7千万円（前期は1千4百万円の営業利益）となりました。

（注）各セグメントの営業利益合計額と連結業績における営業利益との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資の主なものは、楽天地ビル2階レストラン街の改装工事で、その他を加えた投資総額は10億3千2百万円となりましたが、これらは自己資金をもって充当いたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善など景気回復の兆しが見られるものの、海外経済の不確実性が依然として残ることなどから、先行きに不透明感が漂い、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況のもと当社グループでは、浅草事業場においては、東京楽天地浅草ビルの開業から1年余りが経過しました。今後も、営業面および管理面を引き続き強化し、効率的なオペレーションと収益力の向上をはかってまいります。

また、本拠地錦糸町においては、昭和61年に全館竣工した楽天地ビルが築30年を経て、時代の移り変わりとともに老朽化し、お客さまのニーズとも乖離が見られるようになったことから、本年当社が創立80周年を迎える節目にあたり、将来に向けてより魅力ある施設とすべく、ビル全体のリノベーションを検討しております。このリノベーション計画を通じ、顧客の満足度向上と新たな客層の獲得だけでなく、錦糸町地区の賑わいの核となるような商業施設へと変貌させることを目標としております。また、本リノベーション計画のみならず、引き続き地元との連携を強化し、街ぐるみで行われる各種イベントにも積極的に参加し、地域の活性化に貢献していきたいと考えております。

今後も本来の堅実性を損なうことなく、さらに積極的な事業展開をはかり、業績の向上に努めてまいります所存でございます。

株主の皆さまにおかれましても、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                          | 第115期<br>(平成26年1月期) | 第116期<br>(平成27年1月期) | 第117期<br>(平成28年1月期) | 第118期<br>(当期)<br>(平成29年1月期) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 9,417,875           | 9,141,212           | 9,364,627           | 10,759,841                  |
| 経 常 利 益 (千円)                 | 1,575,478           | 1,550,330           | 1,194,615           | 1,463,717                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 702,253             | 974,455             | 815,178             | 821,358                     |
| 1株当たり当期純利益 (円)               | 11.73               | 16.28               | 13.62               | 13.73                       |
| 総 資 産 (千円)                   | 33,905,994          | 35,239,366          | 43,474,129          | 42,306,437                  |
| 純 資 産 (千円)                   | 26,321,512          | 27,434,129          | 28,400,303          | 29,027,456                  |
| 1株当たり純資産 (円)                 | 439.84              | 458.48              | 474.68              | 485.21                      |

- (注) 1. 第117期は、主に東京楽天地浅草ビル竣工により、総資産が増加いたしました。  
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金        | 出資比率     | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------|--------------|----------|---------------|
| 株 式 会 社 楽 天 地 オ ア シ ス   | 千円<br>50,000 | %<br>100 | 温泉施設、フットサル場   |
| 株 式 会 社 楽 天 地 セ ル ビ ス   | 50,000       | 100      | ビルメンテナンス、駐車場  |
| 株 式 会 社 楽 天 地 ス テ ラ     | 50,000       | 100      | 飲食店、ダービービル売店  |
| 株 式 会 社 ま る ご と に っ ぽ ん | 10,000       | 100      | 不動産の賃貸、小売店    |

- (注) 当社の連結子会社は上記重要な子会社4社であり、持分法適用関連会社は、株式会社錦糸町ステーションビル1社でありません。

(6) 主要な事業内容

| 事 業                 | 内 容                 |
|---------------------|---------------------|
| 不 動 産 賃 貸 関 連 事 業   | 土地建物の賃貸、ビルメンテナンスの経営 |
| 娛 楽 サ ー ビ ス 関 連 事 業 | 映画館、温浴施設、フットサル場の経営  |
| 飲 食 ・ 販 売 事 業       | 飲食店、小売店の経営          |

(7) 主要な営業所・事業場

| 区 分 お よ び 名 称                               | 所 在 地         |
|---------------------------------------------|---------------|
| 賃 貸 ビ ル 楽 天 地 ビ ル                           | 東 京 都 墨 田 区   |
| 楽 天 地 ダ ー ビ ー ビ ル 東 館                       | //            |
| 楽 天 地 ダ ー ビ ー ビ ル 西 館                       | //            |
| 東 京 楽 天 地 浅 草 ビ ル                           | 東 京 都 台 東 区   |
| 西 葛 西 ビ ル                                   | 東 京 都 江 戸 川 区 |
| 北 新 宿 ビ ル                                   | 東 京 都 新 宿 区   |
| 六 本 木 ビ ル                                   | 東 京 都 港 区     |
| 映 画 館 T O H O シ ネ マ ズ 錦 糸 町 ( 8 ス ク リ ー ン ) | 東 京 都 墨 田 区   |
| 楽 天 地 シ ネ マ ズ 錦 糸 町 ( 4 ス ク リ ー ン )         | //            |
| 温 浴 施 設 天 然 温 泉 楽 天 地 ス パ                   | //            |
| 楽 天 地 天 然 温 泉 法 典 の 湯                       | 千 葉 県 市 川 市   |
| フ ッ ト サ ル 場 楽 天 地 フ ッ ト サ ル コ ー ト 錦 糸 町     | 東 京 都 墨 田 区   |
| 楽 天 地 フ ッ ト サ ル コ ー ト 調 布                   | 東 京 都 調 布 市   |
| 商 業 施 設 ま る ご と に っ ぽ ん                     | 東 京 都 台 東 区   |

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 130名    | △3名    |

(注) 従業員数には、臨時従業員（550名）を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年令   | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|--------|
| 51名  | △4名    | 43才2ヵ月 | 18年7ヵ月 |

(注) 従業員数には、出向者（13名）、臨時従業員（87名）を含まず、他社から当社への出向者（1名）を含んでおります。

## (9) 主要な借入先

| 借入先           | 借入残高     |
|---------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 4,048百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,632百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 219,223,000株  
 (2) 発行済株式の総数 65,112,187株  
 (3) 株主数 6,011名  
 (4) 大株主

| 株主名                                         | 持株数<br>千株 | 持株比率<br>% |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|
| 東宝株式会社                                      | 11,919    | 19.92     |
| 阪急阪神ホールディングス株式会社                            | 11,593    | 19.38     |
| 株式会社文藝春秋                                    | 5,920     | 9.90      |
| CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT | 1,937     | 3.24      |
| 東宝不動産株式会社                                   | 1,680     | 2.81      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                   | 792       | 1.32      |
| 株式会社関電工                                     | 610       | 1.02      |
| 建石産業株式会社                                    | 585       | 0.98      |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                 | 543       | 0.91      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                     | 433       | 0.72      |

- (注) 1. 当社は、自己株式5,287千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して計算しております。  
 2. 平成29年3月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同年3月1日現在で当社の筆頭株主である東宝株式会社が当社第5位の株主である東宝不動産株式会社を吸収合併し、13,600千株（持株比率22.73%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位              | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                               |
|------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長            | 山 田 啓 三 |                                                                                             |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 中 川 敬   |                                                                                             |
| 常務取締役            | 金 瀧 史 郎 | グループ経営推進・総務担当<br>特定取締役                                                                      |
| 常務取締役            | 猪 俣 三 暢 | 興行担当                                                                                        |
| 常務取締役            | 小笠原 功   | 不動産経営・防災管理担当<br>株式会社まるごとにつぼん代表取締役社長                                                         |
| 取締役              | 島 谷 能 成 | 東宝株式会社代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社取締役                                                        |
| 取締役              | 角 和 夫   | 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役社長<br>阪急電鉄株式会社代表取締役会長<br>東宝株式会社社外取締役（監査等委員）<br>エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 |
| 取締役              | 岡 村 一   | 経理担当、経理部長                                                                                   |
| 取締役              | 高 山 亮   | 総務部長                                                                                        |
| 取締役              | 神 田 正 仁 | 不動産経営部長                                                                                     |
| 常勤監査役            | 丸 山 仁   | 特定監査役                                                                                       |
| 監査役              | 浦 井 敏 之 | 東宝株式会社常務取締役                                                                                 |
| 監査役              | 松 岡 宏 泰 | 東宝株式会社取締役<br>東宝東和株式会社代表取締役会長                                                                |
| 監査役              | 能 上 尚 久 | 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役<br>阪急電鉄株式会社専務取締役<br>オーエス株式会社社外取締役（監査等委員）                                |

- (注) 1. 取締役島谷能成、角和夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役丸山仁、浦井敏之、松岡宏泰、能上尚久の4氏は、社外監査役であります。なお、監査役丸山仁氏は、東京証券取引所が指定を義務付けの一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3. 監査役浦井敏之氏は、東宝株式会社の経理財務担当常務取締役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役能上尚久氏は、阪急電鉄株式会社の経営企画担当専務取締役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の取締役の異動  
常務取締役 中 澤 一 紀 平成28年4月27日 辞任  
神 田 正 仁 平成28年4月27日 取締役就任
6. 当事業年度中の取締役の担当および兼職の異動  
取 締 役 小笠原 功 平成28年2月1日 職制変更により、浅草開発準備室を廃止したため、浅草開発準備担当委嘱を解く  
常務取締役 中 澤 一 紀 平成28年3月30日 株式会社楽天地オアシス代表取締役社長就任  
取 締 役 中 川 敬 平成28年4月27日 代表取締役社長就任  
取締役社長 (代表取締役) 山 田 啓 三 平成28年4月27日 取締役会長就任  
取 締 役 猪 俣 三 暢 平成28年4月27日 常務取締役就任  
取 締 役 小笠原 功 平成28年4月27日 常務取締役就任  
取 締 役 岡 村 一 平成28年4月27日 経理担当を委嘱  
取 締 役 神 田 正 仁 平成28年4月27日 不動産経営部長を委嘱
7. 当事業年度以降の取締役の担当および兼職の異動  
常務取締役 猪 俣 三 暢 平成29年3月31日 株式会社楽天地セルビス代表取締役社長就任

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名 188,481千円 (うち社外3名 6,800千円)

監査役4名 27,300千円 (うち社外4名 27,300千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、第118回定時株主総会において決議予定の役員賞与28,300千円を含めております。  
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金26,170千円が含まれております。  
3. 上記支給額のほか、平成28年4月27日開催の第117回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して25,000千円支給しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役島谷能成氏は、東宝株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社は映画配給取引があり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、阪急阪神ホールディングス株式会社の取締役であり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。

取締役角和夫氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、阪急電鉄株式会社の代表取締役会長であり、同社と当社とは重要な関係はありませんが、当社は同社の親会社である阪急阪神ホールディングス株式会社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、東宝株式会社の社外取締役（監査等委員）であり、同社と当社は映画配給取引があり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の取締役を兼務しておりますが、同社と当社とは重要な関係はありません。

監査役浦井敏之氏は、東宝株式会社の常務取締役であり、同社と当社は映画配給取引があり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。

監査役松岡宏泰氏は、東宝株式会社の取締役であり、同社と当社は映画配給取引があり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、東宝東和株式会社の代表取締役会長であり、同社と当社は映画配給取引があり、当社は同社の親会社である東宝株式会社の持分法適用関連会社に該当いたします。

監査役能上尚久氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社の取締役であり、当社は同社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、阪急電鉄株式会社の専務取締役であり、同社と当社とは重要な関係はありませんが、当社は同社の親会社である阪急阪神ホールディングス株式会社の持分法適用関連会社に該当いたします。また、オーエス株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同社と当社とは重要な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|       | 氏 名     | 当事業年度における主な活動状況                                                                                        |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 島 谷 能 成 | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                                       |
| 取締役   | 角 和 夫   | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                                       |
| 常勤監査役 | 丸 山 仁   | 常勤監査役として、日常から業務監査に携わるとともに当務役員会など重要な会議に出席しております。なお、当事業年度に開催された取締役会および監査役会へは全て出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役   | 浦 井 敏 之 | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回出席し、同じく開催された監査役会6回のうち6回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                |
| 監査役   | 松 岡 宏 泰 | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回出席し、同じく開催された監査役会6回のうち6回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                |
| 監査役   | 能 上 尚 久 | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回出席し、同じく開催された監査役会6回のうち6回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。                                |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

丸山仁氏を除く社外役員全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35,000千円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,000千円

- (注) 1. 当事業年度に係る上記報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として4,600千円を第117回定時株主総会後に会計監査人と合意し支払っております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および職務遂行状況等を確認したうえで、当事業年度の監査計画および報酬見積りの妥当性を総合的に検討した結果、前事業年度に係る追加報酬および当事業年度に係る会計監査人の報酬等について相当であると認め、同意しております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当した場合において、引き続き任に当たらせることが相当でないと判断したときは、会計監査人を解任します。また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況、適格性、独立性等を総合的に検討し、適正な監査を遂行することが困難であると判断した場合には、当社は、監査役会の決定に基づく会計監査人の解任または不再任に関する議案を、株主総会に提出します。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 「当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
  - ・ 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「東京楽天地グループ行動憲章」を定め、当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底させる。また、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従い、コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令遵守と企業倫理尊重の周知を行う。
  - ・ 社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、楽天地グループにおけるコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
- ② 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報および文書に関しては、その作成・保存・閲覧・廃棄について「文書管理規程」を定め、適切に運用する。
- ③ 「当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
  - ・ 当社および子会社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」他の社内諸規程に基づき、リスク管理を行う。当社各部門長および子会社社長は、定期的にリスク管理の状況をコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。
  - ・ 内部監査室は、楽天地グループのリスク管理、業務運営の状況把握・改善のために、内部監査を実施する。また、内部監査室は、楽天地グループの内部統制システムの構築・整備・運用・その他内部統制にかかわる必要事項全般の業務を行う。
- ④ 「当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
  - ・ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、重要事項の決定ならびに取り締役の職務執行状況の監督を行う。
  - ・ 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、事業・業務毎に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。
  - ・ 「取締役会規則」に定める付議基準に満たない業務執行に係る重要事項については、当務役員会にて決議または報告をする。
  - ・ グループ経営推進室は、子会社各社の取締役会における重要事項の決定、取締役の職務の執行状況につき、定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。

- ⑤ 「当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」
- ・ 楽天地グループ全体で定めている「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、楽天地グループ全体のコンプライアンス体制の整備を行う。
  - ・ 子会社の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を制定し、グループ経営推進室が、子会社の状況に合わせて必要な指導・管理を行い、報告を受ける。
  - ・ グループ会社間取引の公正性を保つため、内部監査室がグループ会社間取引について監査を行う。
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
- ・ 監査役がその職務の補助者を求めた場合は、使用人の中から適切な者を指名し、監査役会の同意を得た上で、補助の任にあたらせる。また、当該使用人は取締役から独立し、監査役の指揮監督の下、その補助職務に専従するものとし、取締役からの指示命令は受けない。
- ⑦ 「当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」
- ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、重要事項で会社に損害を与えるような事実を発見した場合、違法行為や不正行為を発見した場合には、遅滞なく監査役に報告し、また、監査役からの求めにより、必要に応じて業務・財産等の状況について報告する。
  - ・ 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。
  - ・ 当社および子会社は、当社監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしない。
- ⑧ 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- ・ 取締役および使用人の監査役監査に対する理解をさらに深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
  - ・ 当社は、監査役が費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ 「反社会的勢力排除に関する体制」
- ・ 「東京楽天地グループ行動憲章」に基づき、反社会的勢力との関係を断絶し、取締役および使用人の意識向上をはかる。また、取引開始にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力との無関係性を確認する。
  - ・ 反社会的勢力に対処する弁護士等の外部専門機関との関係を築き、不当要求等が発生した場合は、それらの機関との連携をとり、反社会的勢力に対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 「当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
  - ・ コンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行っています。
  - ・ 教育を目的として、当社グループの役職員を対象にコンプライアンス研修を1回実施しました。
- ② 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」
  - ・ 開催した取締役会の資料および議事録をセキュリティの確保された場所で適切に保管しました。
- ③ 「当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
  - ・ コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体における企業活動上のリスクの把握とその対応策の立案・実施を行っています。
  - ・ 内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しています。
- ④ 「当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
  - ・ 年6回開催される取締役会に加えて、月3回開催される当務役員会、もしくは月1回開催される営業会議にて意思決定および業務の執行状況の報告が行われました。
  - ・ 「子会社管理規程」に基づき、グループ経営推進室が、子会社の状況に合わせて必要な指導・管理を行い、報告を受けています。
- ⑤ 「当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」
  - ・ 「子会社管理規程」に基づき、グループ経営推進室が、子会社の状況に合わせて必要な指導・管理を行い、報告を受けています。
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
  - ・ 必要に応じて監査役専任スタッフを置くこととしていますが、現在当該スタッフはおりません。また、当該スタッフを設置した場合の独立性の確保については、「内部統制システム構築の基本方針」にて定めています。

- ⑦ 「当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」
- ・ 役職員が法令・企業倫理に反する行為や当社グループに関するリスクを感知した場合は、コンプライアンス・リスク管理委員会への通報が義務づけられており、当該通報はコンプライアンス・リスク管理委員会により常勤監査役に速やかに報告されています。
- ⑧ 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- ・ 常勤監査役が、取締役会をはじめ当務役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の会議に出席するとともに、全稟議書の内容確認を行い、業務執行に関する監査を行っています。
  - ・ 会計監査人・内部監査室との情報交換を定期的に行うとともに、全監査役が当社代表取締役社長との面談を行いました。
- ⑨ 「反社会的勢力排除に関する体制」
- ・ 総務部およびグループ経営推進室が、グループ全体で新規に取引先とする予定の業者について与信調査等を行い、反社会的勢力との無関係性をできる限り検証しています。
  - ・ 当社グループ役職員が反社会的勢力に関する勉強会・講習会に参加し、反社会的勢力への対応方法等を社内に共有しています。

---

#### 備 考

この事業報告中に記載の金額は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて、比率については、表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位 千円)

| (資産の部)   |            | (負債の部)        |            |
|----------|------------|---------------|------------|
| 流動資産     | 4,837,599  | 流動負債          | 3,521,872  |
| 現金及び預金   | 3,445,523  | 買掛金           | 382,845    |
| 売掛金      | 258,606    | 1年内返済予定の長期借入金 | 990,000    |
| リース投資資産  | 733,502    | リース債務         | 4,536      |
| 有価証券     | 100,000    | 未払金           | 646,142    |
| 繰延税金資産   | 75,499     | 未払法人税等        | 216,877    |
| その他の     | 224,576    | 賞与引当金         | 47,032     |
| 貸倒引当金    | △108       | 役員賞与引当金       | 32,200     |
|          |            | 資産除去債務        | 11,806     |
|          |            | その他の          | 1,190,432  |
| 固定資産     | 37,468,837 | 固定負債          | 9,757,108  |
| 有形固定資産   | 29,569,507 | 長期借入金         | 4,690,000  |
| 建物及び構築物  | 22,998,853 | リース債務         | 18,081     |
| 土地       | 5,637,048  | 繰延税金負債        | 610,389    |
| その他の     | 933,605    | 役員退職慰労引当金     | 112,706    |
| 無形固定資産   | 309,627    | 退職給付に係る負債     | 633,633    |
| 投資その他の資産 | 7,589,702  | 資産除去債務        | 539,229    |
| 投資有価証券   | 6,833,175  | 受入保証金         | 3,153,068  |
| 繰延税金資産   | 113,257    | 負債合計          | 13,278,980 |
| 差入保証金    | 544,086    | (純資産の部)       |            |
| 保険積立金    | 32,000     | 株主資本          | 27,014,591 |
| その他の     | 67,183     | 資本金           | 3,046,035  |
| 資産合計     | 42,306,437 | 資本剰余金         | 3,378,537  |
|          |            | 利益剰余金         | 22,577,494 |
|          |            | 自己株式          | △1,987,476 |
|          |            | その他の包括利益累計額   | 2,012,865  |
|          |            | その他有価証券評価差額金  | 2,012,865  |
|          |            | 純資産合計         | 29,027,456 |
|          |            | 負債・純資産合計      | 42,306,437 |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)

(単位 千円)

|                 |         |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,759,841 |
| 売上原価            |         | 7,889,939  |
| 売上総利益           |         | 2,869,902  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,408,650  |
| 営業利益            |         | 1,461,252  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 44,528  |            |
| 持分法による投資利益      | 153,961 |            |
| その他             | 26,147  | 224,637    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 52,665  |            |
| 固定資産除却損         | 164,154 |            |
| その他             | 5,351   | 222,172    |
| 経常利益            |         | 1,463,717  |
| 特別損失            |         |            |
| 減損損失            | 194,547 | 194,547    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,269,170  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 428,700 |            |
| 法人税等調整額         | 19,111  | 447,811    |
| 当期純利益           |         | 821,358    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 821,358    |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)

(単位 千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |            |             |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式     | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 3,046,035 | 3,378,537 | 22,115,114 | △1,984,614  | 26,555,072 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |            |             |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           | △ 358,977  |             | △ 358,977  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |           |           | 821,358    |             | 821,358    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |            | △ 2,862     | △ 2,862    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |            |             |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | 462,380    | △ 2,862     | 459,518    |
| 当 期 末 残 高               | 3,046,035 | 3,378,537 | 22,577,494 | △ 1,987,476 | 27,014,591 |

|                         | その他の包括利益<br>累計額  | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 当 期 首 残 高               | 1,845,230        | 28,400,303 |
| 当 期 変 動 額               |                  |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  | △ 358,977  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |                  | 821,358    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  | △ 2,862    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 167,634          | 167,634    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 167,634          | 627,153    |
| 当 期 末 残 高               | 2,012,865        | 29,027,456 |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位 千円)

| (資 産 の 部)     |            | (負 債 の 部)               |            |
|---------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産       | 4,368,575  | 流 動 負 債                 | 3,804,693  |
| 現 金 及 び 預 金   | 3,234,284  | 買 掛 金                   | 144,677    |
| 売 掛 金         | 134,292    | 1年内返済予定の長期借入金           | 990,000    |
| リ ー ス 投 資 資 産 | 733,502    | リ ー ス 債 務 金             | 4,536      |
| 有 価 証 券       | 100,000    | 未 払 金                   | 583,506    |
| 商 品           | 3,043      | 未 払 費 用                 | 109,398    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 32,935     | 未 払 法 人 税 等             | 157,867    |
| そ の 他         | 130,517    | 前 受 り 金                 | 224,207    |
| 固 定 資 産       | 34,884,579 | 預 り 金                   | 1,043,843  |
| 有 形 固 定 資 産   | 29,260,752 | 賞 与 引 当 金               | 29,000     |
| 建 物           | 22,636,675 | 役 員 賞 与 引 当 金           | 27,000     |
| 構 築 物         | 170,792    | 資 産 除 去 債 務 金           | 6,657      |
| 機 械 及 び 装 置   | 205,980    | 短 期 受 入 保 証 金           | 484,000    |
| 器 具 及 び 備 品   | 746,156    | 固 定 負 債                 | 9,546,532  |
| 土 地           | 5,472,056  | 長 期 借 入 金               | 4,690,000  |
| リ ー ス 資 産     | 29,091     | リ ー ス 債 務 金             | 18,081     |
| 無 形 固 定 資 産   | 301,190    | 繰 延 税 金 負 債             | 595,813    |
| 借 地 権         | 260,088    | 退 職 給 付 引 当 金           | 564,990    |
| 諸 施 設 利 用 権   | 5,975      | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 88,773     |
| ソ フ ト ウ エ ア   | 35,126     | 資 産 除 去 債 務 金           | 497,353    |
| 投資その他の資産      | 5,322,637  | 受 入 保 証 金               | 3,091,521  |
| 投 資 有 価 証 券   | 142,558    | 負 債 合 計                 | 13,351,226 |
| 関 係 会 社 株 式   | 4,694,745  | (純 資 産 の 部)             |            |
| 差 入 保 証 金     | 424,654    | 株 主 資 本                 | 23,922,069 |
| そ の 他         | 60,678     | 資 本 本 金                 | 3,046,035  |
| 資 産 合 計       | 39,253,155 | 資 本 剰 余 金               | 3,378,537  |
|               |            | 資 本 準 備 金               | 3,378,537  |
|               |            | 利 益 剰 余 金               | 19,484,972 |
|               |            | 利 益 準 備 金               | 691,445    |
|               |            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 18,793,526 |
|               |            | 別 途 積 立 金               | 17,150,000 |
|               |            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,643,526  |
|               |            | 自 己 株 式                 | △1,987,476 |
|               |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,979,859  |
|               |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,979,859  |
|               |            | 純 資 産 合 計               | 25,901,928 |
|               |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 39,253,155 |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)

(単位 千円)

|                       |           |           |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           |           |
| 興 行 収 入               | 1,929,786 |           |
| 賃 貸 収 入               | 4,875,485 | 6,805,272 |
| 売 上 原 価               |           |           |
| 興 行 原 価               | 1,684,508 |           |
| 賃 貸 原 価               | 2,886,925 | 4,571,434 |
| 売 上 総 利 益             |           | 2,233,837 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 914,143   |
| 営 業 利 益               |           | 1,319,694 |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 86,793    |           |
| そ の 他                 | 6,310     | 93,104    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 53,603    |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 164,022   |           |
| そ の 他                 | 4,097     | 221,723   |
| 経 常 利 益               |           | 1,191,074 |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 子 会 社 株 式 評 価 損       |           | 10,000    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 1,181,074 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 349,000   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 74,522    | 423,522   |
| 当 期 純 利 益             |           | 757,552   |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで) (単位 千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |            |               |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|---------------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 |            |               |             |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金   |               | 利 益 剰 余 金 計 |
|                         |           |           |           | 別 途 積 立 金  | 繰 越 利 益 剰 余 金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 3,046,035 | 3,378,537 | 691,445   | 16,950,000 | 1,444,951     | 19,086,397  |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |            |               |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |           |            | △358,977      | △358,977    |
| 当 期 純 利 益               |           |           |           |            | 757,552       | 757,552     |
| 別途積立金の積立                |           |           |           | 200,000    | △200,000      | －           |
| 自己株式の取得                 |           |           |           |            |               |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |           |            |               |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －         | －         | －         | 200,000    | 198,574       | 398,574     |
| 当 期 末 残 高               | 3,046,035 | 3,378,537 | 691,445   | 17,150,000 | 1,643,526     | 19,484,972  |

|                         | 株主資本       |            | 評価・換算差額等             | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------|------------|----------------------|------------|
|                         | 自 己 株 式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |            |
| 当 期 首 残 高               | △1,984,614 | 23,526,356 | 1,815,208            | 25,341,564 |
| 当 期 変 動 額               |            |            |                      |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |            | △358,977   |                      | △358,977   |
| 当 期 純 利 益               |            | 757,552    |                      | 757,552    |
| 別途積立金の積立                |            | －          |                      | －          |
| 自己株式の取得                 | △2,862     | △2,862     |                      | △2,862     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |            | 164,650              | 164,650    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △2,862     | 395,712    | 164,650              | 560,363    |
| 当 期 末 残 高               | △1,987,476 | 23,922,069 | 1,979,859            | 25,901,928 |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月9日

株式会社 東京楽天地  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 原 健 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京楽天地の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京楽天地及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成29年3月9日

株式会社 東京楽天地  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 原 健 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京楽天地の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役 丸山仁、浦井敏之、松岡宏泰、能上尚久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以 上

平成29年3月14日

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 株式会社東京楽天地 | 監査役会 |       |
| 常勤監査役     | 丸 山  | 仁 ㊟   |
| 監 査 役     | 浦 井  | 敏 之 ㊟ |
| 監 査 役     | 松 岡  | 宏 泰 ㊟ |
| 監 査 役     | 能 上  | 尚 久 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化と事業拡充への投資にあてるため内部留保に努めるとともに、将来にわたって安定的な配当を維持していくことを基本方針としております。剰余金の処分および期末配当につきましては、依然として厳しい経営環境のなか、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 300,000,000円 |
|---------|--------------|

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

|       |              |
|-------|--------------|
| 別途積立金 | 300,000,000円 |
|-------|--------------|

#### 2. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円（うち普通配当3円、創立80周年記念配当2円）  
総額299,123,095円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年4月28日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、単元株式数を変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合を行うものであります。

### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたく存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年8月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

2,192万2,300株

### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実をはかるため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに移行が可能となった、監査等委員会設置会社に機関変更いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (2) 改正会社法により、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、本条の変更に關しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 改正会社法により、監査等委員会設置会社では、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役会の決議によって、取締役に委任することが可能となりましたので、その規定を新設するものであります。
- (4) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式の併合割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の2億1,922万3,000株から2,192万2,300株に減少させるとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするにあたり、現行定款第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)を変更するものであります。
- (5) 上記(4)の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成29年8月1日をもって生じる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
- (6) 現行定款第2条(目的)について、現状に即した記載に変更し、整理するものであります。
- (7) 株主さまへのサービス向上の一環として、単元未満株式の買増し請求を可能とするため、第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (8) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。また、これに加え、現行定款第10条（変更案第11条）、第12条（変更案第13条）、第14条（変更案第15条）、第16条（変更案第17条）、第17条（変更案第18条）、第25条（変更案第26条）、第41条（変更案第37条）におきまして、各項の表記を数字に括弧書を付した表記から括弧書を外した数字表記へと改める旨の変更を行うものであります。

（下線は変更部分を示す。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第 1 条（商号）（条文省略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 1 条（商号）（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 2 条（目的）当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><u>1. 映画、演劇その他各種興行および娯楽機関、陸上交通運輸事業ならびに駐車場の経営</u><br><u>2. 煙草その他物品の陳列販売ならびに飲食営業</u><br><u>3. 運動競技および各種教習施設の経営</u><br><u>4. 天然ガスの採掘ならびに温泉、浴場、理容、美容、ホテル、旅館事業の経営</u><br><u>5. 興行場の賃貸借</u><br><u>6. 土地家屋の売買、賃貸借、仲介および管理</u><br><u>7. 映画、演劇、音楽、スポーツ等各種催物の入場券の委託販売</u><br><u>8. 損害保険代理店業および生命保険の募集業</u><br><u>9. 広告代理業</u><br><u>10. 催事、展示場等の企画、製作、実施およびその請負</u><br><u>11. 出版、ビデオソフトおよびコンピューターソフトプログラム等の製作ならびに販売</u><br>（新 設）<br>（新 設） | 第 2 条（目的）当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)映画、演劇その他各種興行および娯楽機関の経営<br><br>(2)煙草その他物品の陳列販売<br><br>(3)運動競技および各種教習施設の経営<br>(4)天然ガスの採掘<br><br>(5)興行場の賃貸<br>(6)土地家屋の売買、賃貸、仲介および管理<br>(7)映画、演劇、音楽、スポーツ等各種催物の入場券の委託販売<br>(8)損害保険代理店業および生命保険の募集業<br>(9)広告代理業<br>(10)催事、展示場等の企画、製作、実施およびその請負<br>(11)出版、ビデオソフトおよびコンピューターソフトプログラム等の製作ならびに販売<br>(12)駐車場の経営<br>(13)飲食店の経営 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>12. その他前各号に関連する事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>2億1,922万3,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> | <p>(14)温泉、浴場、理容、美容事業の経営</p> <p>(15)ホテル、旅館事業の経営</p> <p>(16)その他前各号に関連する事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(3)会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>2,192万2,300株</u>とする。</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4)次条に定める請求をする権利</p> |

| 現 行 定 款                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                            | 第10条 (单元未満株式の買増し) 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と合わせて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。                                                                                              |
| 第10条～第12条 (条文省略)                                                                 | 第11条～第13条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         |
| 第3章 株 主 総 会                                                                      | 第3章 株 主 総 会                                                                                                                                                                               |
| 第13条～第18条 (条文省略)                                                                 | 第14条～第19条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         |
| 第4章 取締役および取締役会                                                                   | 第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会                                                                                                                                                                  |
| 第19条 (取締役の定員) 当会社の取締役は、 <u>13名以内とする。</u><br>(新 設)                                | 第20条 (取締役の定員) 当会社の取締役は、 <u>18名以内とする。</u><br><u>2 取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</u>                                                                                            |
| 第20条 (取締役の選任の方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br><br>(2) (条文省略)<br>(3) (条文省略)<br>(新 設)  | 第21条 (取締役の選任の方法) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。<br><u>2 (現行どおり)</u><br><u>3 (現行どおり)</u><br><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |
| 第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br><br>(新 設) | 第22条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条（代表取締役、役付取締役および相談役、顧問）取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(3) 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）<br/>（条文省略）<br/>（新 設）</p> <p>(2)（条文省略）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(削 除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条（代表取締役、役付取締役および相談役、顧問）取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長）<br/>（現行どおり）</p> <p>2 前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法）<br/>（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第26条（取締役会規則）（条文省略）</p> <p>第27条（取締役会議事録）取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が、記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条（取締役の責任免除）（条文省略）</p> | <p><u>2</u> 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法）<br/>（現行どおり）</p> <p>第27条（重要な業務執行の委任）当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</u></p> <p>第28条（取締役会規則）（現行どおり）</p> <p>第29条（取締役会議事録）取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役が、記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第30条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条（取締役の責任免除）（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 当会社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> | <p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> |
| (新 設)                                                                                                             | <p>第32条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                |
| (新 設)                                                                                                             | <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>                                                                       |
| (新 設)                                                                                                             | <p>第33条（監査等委員会の決議の方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                   |
| (新 設)                                                                                                             | <p>第34条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>                                                |
| (新 設)                                                                                                             | <p>第35条（監査等委員会議事録） 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員が、記名押印または電子署名を行う。</p>                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                      | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第5章 監査役および監査役会                                                                                                                                               | (削 除) |
| 第30条 (監査役の定員) 当会社の監査役は、<br>5名以内とする。                                                                                                                          | (削 除) |
| 第31条 (監査役の選任の方法) 監査役は、株<br>主総会の決議によって選任する。<br>(2) 監査役の選任の決議は、議決権を<br>行使することができる株主の議決権の<br>3分の1以上を有する株主が出席し、<br>その議決権の過半数をもって行う。                              | (削 除) |
| 第32条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選<br>任後4年以内に終了する事業年度のう<br>ち最終のものに関する定時株主総会の<br>終結の時までとする。<br>(2) 任期の満了前に退任した監査役の<br>補欠として選任された監査役の任期は、<br>退任した監査役の任期の満了する時ま<br>でとする。   | (削 除) |
| 第33条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決<br>議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                                                 | (削 除) |
| 第34条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招<br>集通知は、各監査役に対して、会日の<br>3日前までに発する。ただし、緊急の<br>必要があるときは、この期間を短縮す<br>ることができる。<br>(2) 監査役全員の同意があるときは、<br>招集の手続きを経ないで監査役会を開<br>催することができる。 | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第35条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>                                                                                                                                                                    | （削 除） |
| 第36条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>                                                                                                                                                              | （削 除） |
| 第37条（監査役会議事録） <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が、記名押印または電子署名を行う。</u>                                                                                                                                      | （削 除） |
| 第38条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                                                                                                                       | （削 除） |
| 第39条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u><br><u>(2) 当会社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> | （削 除） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>42</u>条（会計監査人の報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>46</u>条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> | <p>第<u>5</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>38</u>条（会計監査人の報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条（監査役の責任免除等に関する経過措置）当社は、第118回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、<u>当該変更前の当会社定款第39条の定めるところによる。</u></p> <p>第 2 条（効力発生日）第 6 条および第 8 条の変更は、平成29年8月1日をもって、効力が発生するものとする。<br/> <u>なお、本条は、当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p> |

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

（○印は新任候補者）

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1          | やま だ けい ぞう<br>山 田 啓 三<br>(昭和20年6月13日生) | 昭和43年 4 月 東宝株式会社入社<br>平成 5 年 4 月 同社不動産経営部長<br>平成 7 年 5 月 同社取締役<br>平成12年 5 月 同社常務取締役<br>平成15年 5 月 同社専務取締役<br>平成16年 5 月 東宝不動産株式会社社外監査役<br>平成19年 4 月 当社社外監査役<br>平成21年 4 月 当社代表取締役社長<br>平成28年 4 月 当社取締役会長（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>山田啓三氏は、昨年4月まで代表取締役社長を務め、現在は取締役会長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と幅広い業種の経営知識・経験から、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。 | 60,000株               |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2          | なか がわ たかし<br>中 川 敬<br>(昭和24年11月2日生)   | <p>昭和50年 4 月 東宝株式会社入社<br/> 平成 5 年 4 月 同社映像本部宣伝部長<br/> 平成 9 年 5 月 同社取締役映像本部宣伝部長<br/> 平成14年 5 月 同社常務取締役<br/> 平成18年 5 月 同社専務取締役<br/> 平成27年 4 月 当社社外取締役<br/> 平成28年 4 月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/> 中川敬氏は、現在代表取締役社長を務め当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と幅広い業種の経営知識・経験から、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。</p>                                                | 16,000株               |
| 3          | かね たき し ろう<br>金 瀧 史 郎<br>(昭和36年5月6日生) | <p>昭和60年 3 月 当社入社<br/> 平成21年 4 月 当社総務部長<br/> 平成23年 4 月 当社取締役（企画開発・総務担当、特定取締役）<br/> 平成24年 3 月 株式会社楽天地オアシス代表取締役社長<br/> 平成24年 4 月 当社取締役（総務担当、特定取締役）<br/> 平成25年 4 月 当社取締役（グループ経営推進・総務担当、特定取締役）<br/> 平成27年 4 月 当社常務取締役（グループ経営推進・総務担当、特定取締役）（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/> 金瀧史郎氏は、総務部長などを経て現在は常務取締役グループ経営推進・総務担当を務め、幅広い業種の経営知識・経験を有しており、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。</p> | 26,000株               |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 4          | おがさわら いさお<br>小笠原 功<br>(昭和41年8月28日生)    | <p>平成2年4月 東宝株式会社入社<br/>平成24年4月 当社出向浅草開発準備室長<br/>平成25年4月 当社取締役不動産経営部長・浅草開発準備室長（不動産経営・浅草開発準備・防災管理担当）<br/>平成26年4月 当社取締役（不動産経営・浅草開発準備・防災管理担当）<br/>平成26年4月 株式会社まるごとにつぼん代表取締役社長（現任）<br/>平成28年2月 当社取締役（不動産経営・防災管理担当）<br/>平成28年4月 当社常務取締役（不動産経営・防災管理担当）（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>小笠原功氏は、浅草開発準備室長、不動産経営部長などを経て現在は常務取締役不動産経営・防災管理担当を務め、不動産経営について豊富な知識を有しており、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。</p> | 15,000株               |
| 5          | しま たに よし しげ<br>島 谷 能 成<br>(昭和27年3月5日生) | <p>昭和50年4月 東宝株式会社入社<br/>平成11年4月 同社映像本部映画調整部長<br/>平成13年5月 同社取締役<br/>平成17年5月 同社常務取締役<br/>平成19年5月 同社専務取締役<br/>平成23年5月 同社代表取締役社長（現任）<br/>平成24年4月 当社社外取締役（現任）<br/>平成27年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由<br/>島谷能成氏は東宝株式会社の代表取締役社長であり、経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化や適切な指導をお願いできるものと判断したためであります。</p>                                                  | 5,000株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 6          | すみ かず お<br>角 和 夫<br>(昭和24年4月19日生)  | <p>昭和48年4月 阪急電鉄株式会社入社<br/> 平成9年5月 同社流通本部流通統括室長<br/> 平成12年6月 同社取締役鉄道事業本部長<br/> 平成14年6月 同社常務取締役<br/> 平成15年6月 同社代表取締役社長（同社は、平成17年4月に阪急ホールディングス株式会社に、平成18年10月に阪急阪神ホールディングス株式会社に商号変更）（現任）<br/> 平成17年4月 阪急電鉄株式会社（新会社）代表取締役社長<br/> 平成17年4月 株式会社阪急ホテルマネジメント取締役（同社は、平成20年4月に株式会社阪急阪神ホテルズに商号変更）（現任）<br/> 平成19年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役（現任）<br/> 平成21年5月 東宝株式会社社外取締役<br/> 平成26年3月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長（現任）<br/> 平成27年4月 当社社外取締役（現任）<br/> 平成28年5月 東宝株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由<br/> 角和夫氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役社長であり、経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化や適切な指導をお願いできるものと判断したためであります。</p> | 0株                    |
| 7          | おか むら はじめ<br>岡 村 一<br>(昭和42年1月6日生) | <p>昭和63年4月 当社入社<br/> 平成23年4月 当社不動産経営部長<br/> 平成24年4月 当社経理部長<br/> 平成26年4月 当社取締役経理部長<br/> 平成28年4月 当社取締役経理部長（経理担当）（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/> 岡村一氏は、不動産経営部長などを経て現在は取締役経理担当経理部長を務め、財務や不動産経営について豊富な知識・経験を有しており、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3,000株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 8          | 高山 亮<br>(昭和42年3月24日生)    | 平成元年4月 当社入社<br>平成23年4月 当社総務部長<br>平成27年4月 当社取締役総務部長（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>高山亮氏は、総務部長などを経て現在は取締役総務部長を務め、労務や法務について豊富な知識・経験を有しており、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。                                                                                                                                                                                                          | 5,000株                |
| 9          | 神田 正 仁<br>(昭和34年11月4日生)  | 昭和53年3月 東宝株式会社入社<br>平成26年4月 当社出向不動産経営部長<br>平成28年4月 当社取締役不動産経営部長（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>神田正仁氏は、不動産経営部長を経て現在は取締役不動産経営部長を務め、不動産経営や設備管理に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。                                                                                                                                                                                   | 2,000株                |
| 10         | ○ 松田 仁志<br>(昭和31年1月22日生) | 昭和54年4月 東宝不動産株式会社入社<br>平成17年3月 同社営業本部不動産経営部長<br>平成18年5月 同社取締役営業本部不動産経営担当<br>平成22年4月 同社取締役営業本部不動産経営・SOL事業担当<br>平成22年5月 同社常務取締役営業本部不動産経営・SOL事業担当<br>平成27年10月 同社常務取締役不動産事業本部長兼不動産経営担当兼不動産営業担当兼施設管理担当兼業務担当<br><br>取締役候補者とした理由<br>松田仁志氏は、東宝不動産株式会社において営業本部不動産経営部長などを経て常務取締役不動産事業本部長兼不動産経営担当兼不動産営業担当兼施設管理担当兼業務担当を務め、不動産経営や設備管理に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。 | 0株                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 島谷能成氏は、社外取締役候補者であり、その就任期間は、5年であります。  
3. 角和夫氏は、社外取締役候補者であり、その就任期間は、2年であります。

4. 島谷能成、角和夫の両氏は現在社外取締役であり、当社との間に会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が決議された場合には、当社は両氏との間で上記契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者である角和夫氏が取締役就任している株式会社阪急阪神ホテルズにおきまして、同社が運営するホテル等施設において、お客様に提供する料理に係る表示の一部に関して、不当景品類及び不当表示防止法の規定に違反する表示（優良誤認表示）があったとして、平成25年12月に消費者庁から措置命令が行われております。なお、本件に関しまして、同氏は同社の取締役として、顧客重視の視点やコンプライアンス体制の強化等の観点から、再発防止に向けた対策の検討、取締役会での発言を積極的に行う等、その職責を適切に果たしております。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(○印は新任候補者)

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1          | ○<br>まる やま ひとし<br>丸 山 仁<br>(昭和34年7月10日生) | 昭和57年 4 月 東宝株式会社入社<br>平成19年 4 月 同社法務部長<br>平成25年 4 月 当社社外監査役（常勤）（特定監査役）（現任）<br><br>社外取締役候補者とした理由<br>丸山仁氏は、現在常勤監査役を務め、企業法務に関して高い見識を有しており、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したためであります。 | 5,000株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2          | ○<br>浦 井 敏 之<br>(昭和32年12月17日生) | 昭和55年 4 月 東宝株式会社入社<br>平成13年10月 同社財務部長<br>平成15年 5 月 同社取締役<br>平成16年 4 月 当社社外監査役（現任）<br>平成21年 5 月 東宝株式会社常務取締役（現任）<br><br>社外取締役候補者とした理由<br>浦井敏之氏は、東宝株式会社において長年経理業務に携わっており、経理および財務の専門家としての経験と見識を有し、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したためであります。                                | 5,000株                |
| 3          | ○<br>松 本 大 平<br>(昭和38年9月22日生)  | 昭和61年 4 月 東宝不動産株式会社入社<br>平成22年 4 月 同社管理本部総務部長<br>平成26年 5 月 同社取締役総務担当<br>平成28年 4 月 同社取締役総務担当兼経理担当<br>平成28年12月 同社取締役総務担当兼経理担当兼保険担当兼関西支社担当<br><br>社外取締役候補者とした理由<br>松本大平氏は、東宝不動産株式会社において長年総務・経理業務に携わっており、総務および経理の専門家としての経験と見識を有し、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したためであります。 | 0株                    |
| 4          | ○<br>大 西 宏 治<br>(昭和57年9月10日生)  | 平成22年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、現在に至る<br>平成22年12月 大西昭一郎法律事務所入所、現在に至る<br><br>社外取締役候補者とした理由<br>大西宏治氏は、当社の属する業界事情に明るく、また弁護士としての専門的知識や経験に基づいて、当社業務に対し客観的な見地に立ち、適切な監査・監督を行えると判断したためであります。                                                                                           | 0株                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 丸山仁、浦井敏之、松本大平、大西宏治の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 丸山仁、大西宏治の両氏が社外取締役に就任した場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 浦井敏之氏は現在社外監査役であり、当社との間に会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の社外取締役就任が決議された場合には、当社は同氏との間で上記契約を継続する予定であります。また、丸山仁、松本大平、大西宏治の3氏の社外取締役就任が決議された場合、当社は3氏と上記契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年4月25日開催の第104回定時株主総会において月額1,800万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、年額2億1,600万円以内（うち社外取締役分1,200万円）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）でありますが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

**第7号議案 監査等委員である取締役報酬等の額設定の件**

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

**第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件**

本総会終結の時をもって退任される取締役 猪俣三暢氏および監査役 丸山仁、浦井敏之、松岡宏泰、能上尚久の4氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の協議によることに、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                                        |
|---------|--------------------------------------------|
| 猪 俣 三 暢 | 平成24年 4 月 当社取締役<br>平成28年 4 月 当社常務取締役、現在に至る |
| 丸 山 仁   | 平成25年 4 月 当社常勤監査役、現在に至る                    |
| 浦 井 敏 之 | 平成16年 4 月 当社社外監査役、現在に至る                    |
| 松 岡 宏 泰 | 平成25年 4 月 当社社外監査役、現在に至る                    |
| 能 上 尚 久 | 平成26年 4 月 当社社外監査役、現在に至る                    |

また、当社は、平成29年3月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおりに承認可決された場合に、再任される取締役9名に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、その支給の時期は各氏の取締役退任の時とし、その具体的金額および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

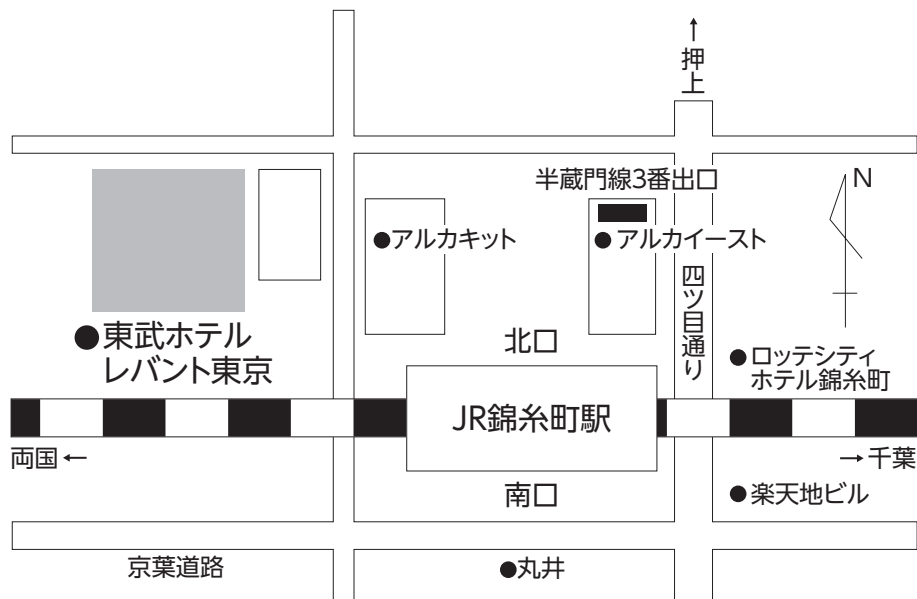
| 氏 名     | 略 歴                                            |
|---------|------------------------------------------------|
| 山 田 啓 三 | 平成21年 4 月 当社代表取締役社長<br>平成28年 4 月 当社取締役会長、現在に至る |
| 中 川 敬   | 平成27年 4 月 当社社外取締役<br>平成28年 4 月 当社代表取締役社長、現在に至る |
| 金 瀧 史 郎 | 平成23年 4 月 当社取締役<br>平成27年 4 月 当社常務取締役、現在に至る     |
| 小笠原 功   | 平成25年 4 月 当社取締役<br>平成28年 4 月 当社常務取締役、現在に至る     |
| 島 谷 能 成 | 平成24年 4 月 当社社外取締役、現在に至る                        |
| 角 和 夫   | 平成27年 4 月 当社社外取締役、現在に至る                        |
| 岡 村 一   | 平成26年 4 月 当社取締役、現在に至る                          |
| 高 山 亮   | 平成27年 4 月 当社取締役、現在に至る                          |
| 神 田 正 仁 | 平成28年 4 月 当社取締役、現在に至る                          |

**第9号議案 役員賞与の支給の件**

当期の業績等を勘案し、当期末時点の取締役10名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、役員賞与総額2,830万円（取締役分2,430万円、社外取締役分100万円、監査役分300万円）を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会 場** 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京4階「錦」

**最寄り駅** J R総武線錦糸町駅北口より徒歩3分  
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分

〒130-8535 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

**株式会社 東京楽天地**

電話 03(3631)3122(総務部)

UD FONT

